

令和4年度
第2回 中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会
次 第

日時：令和5年2月28日（火）15：00～
場所：中頓別町役場大会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 報告
 - (1) 会長専決処分事項
事務局規程の改正
4. 議事
 - (1) 中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画（案）
5. 情報提供
 - (1) 令和5年10月以降の新たな交通体系について
 - (2) 今後のスケジュール
 - (3) 周知方法
6. 閉会

専決処分書

下記のとおり専決処分する。

令和5年2月6日

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会
会長 遠藤 義



処分の内容

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正
別紙のとおり（別表 協議会の公印の形状の変更）

処分の事由

公印の発注に伴う事業者の製造可能形状にあわせた変更であり、軽微な変更であると認められること。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約第7条の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局は事務局長及び事務局員で構成される。

2 事務局長は、中頓別町総務課参事をもって充てる。

3 事務局員は、中頓別町総務課政策経営室の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存及び公開その他文書の取扱いに関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うこととし、管守及び取扱いについては、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 6 日から施行する。

別表(第7条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数
中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会 議長印	協 共 頓 中 議 交 別 頓 会 通 町 別 会 活 地 町 長 性 域 ・ 印 化 公 浜	てん書	20×20	一般文書	1

新旧対照表

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程（別表改正）

旧		新				
第1条から第8条 略		同左				
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）				
名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	
中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会 会長印	中頓別町・浜頓別町 地域公共交通活性化協議会 会長印	てん書	20×20	一般文書	1	
中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会 会長印	中頓別町・浜頓別町・浜頓別町 地域公共交通活性化協議会 会長印	てん書	20×20	一般文書	1	

中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画
(案)

令和 5 年 月

中頓別町・浜頓別町

目次

1	はじめに.....	1
1-1	計画策定の目的.....	1
1-2	計画の区域.....	1
1-3	計画の期間.....	1
1-4	計画の位置づけ.....	1
1-5	上位計画・関連計画の整理.....	1
2	中頓別町及び浜頓別町の地域公共交通を取り巻く現状と課題.....	4
2-1	地域特性.....	4
2-2	公共交通の概要.....	5
2-3	各種調査結果.....	11
2-4	公共交通の課題整理.....	19
3	計画の基本方針と基本目標.....	20
3-1	基本方針・基本目標の設定.....	20
3-2	基本方針に係る施策.....	20
3-3	目標を達成するための事業及び実施主体等.....	20
4	計画の指標と目標値.....	22
4-1	計画の指標.....	22
4-2	計画の進行管理と推進体制.....	22

1 はじめに

1-1 計画策定の目的

中頓別町及び浜頓別町における公共交通は、人口減少に伴い利用者が年々減少している一方、買い物や通学、通院の足として、この地域で生活していくためにはなくてはならないものです。しかしながら、利用者の減少等により交通事業者単独で維持していくことは難しく、自治体からの補助金の額は年々増加しております。

その一方で、技術革新による自動運転の実用化やライドシェア等新たな交通の普及が進んでおり、交通事業者をとりまく環境や政策は大きく変化しつつあります。

以上のことを踏まえ、住民の生活に直結する公共交通に関する課題解決に向けて、既存の公共交通の現状の洗い出しを行うとともに、新たな技術や政策、制度の導入等の社会的な動向を見極めた上で、住民のニーズに沿った公共交通体系を構築していくことを目的に「中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画」を策定します。

1-2 計画の区域

本計画は、中頓別町及び浜頓別町を計画区域として定めます。また、アクセス性を維持する目的地としては、音威子府村を含めます。

1-3 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）の5年間

1-4 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第8期中頓別町総合計画」及び「第6次浜頓別町まちづくり総合計画」のほか、「第2期中頓別町総合戦略」、「第2期浜頓別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画」、「浜頓別町過疎地域持続的発展市町村計画」などと整合を図りつつ、中頓別町及び浜頓別町における公共交通施策の取組の方針を明らかにしたものです。

1-5 上位計画・関連計画の整理

1-5-1 上位計画

(1) 第8期中頓別町総合計画

計画名	第8期中頓別町総合計画
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）
将来像	小さな中頓別のしあわせをデザインする
基本目標	1.将来を生きる力を育むまち 2.資源を承継し新しい産業や働き方を生み出すまち 3.誰もが健康で安心して暮らせるまち 4.美しい自然を守り共生するまち 5.持続可能なまちづくり
公共交通に関する施策	誰もが健康で安心して暮らせるまちの基本方針 2.いくつになっても健康でいつまでも元気でいられるまちづくり (5) 地域交通確保の推進 J Rや都市間バスへの接続による都市への移動や高校通学バスなど、地域の実情に応じた移動ニーズを踏まえ、地域交通資源を最大限活用しながら地域の“足”を確保します。 ・新たな生活交通路線検討事業 ・地方バス路線維持対策事業 ・天北線バス関連施設維持事業 ・ライドシェア推進業務

(2) 第6次浜頓別町まちづくり総合計画

計画名	第6次浜頓別町まちづくり総合計画
計画期間	平成31年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）
将来像	住み続けたいまち かえりたいまち 輝くふるさと はまとんぺつ
基本目標	1.自然環境と調和した快適で住み良いまちづくり 2.こころが通いあい安心して暮らせるまちづくり 3.いきいきとした産業で潤いのあるまちづくり 4.個性豊かな人づくりと文化を育むまちづくり 5.みんなで創る元気で明るいまちづくり
公共交通に関する施策	自然環境と調和した快適で住み良いまちづくりの施策項目 7 公共交通機関 公共交通機関の継続的な確保と、町内の多様な移動ニーズに対応できる環境づくりに努めます。 ・住民や関係自治体と協力し、町外とを結ぶバス路線の維持 ・町内の新たな交通システムの検討

1-5-2 関連計画

(1) 第2期中頓別町総合戦略

計画名	第2期中頓別町総合戦略
計画期間	令和2年度（2021年度）～令和6年度（2025年度）
基本目標	1.多様な働き方ができる魅力あるまちをつくる 2.魅力ある教育環境を整え、結婚・出産・子育てを支援できるまちをつくる 3.都市部とのつながりをつくり、移住者の支援ができるまちをつくる 4.ひとが集う、安心して暮らし続けられるまちをつくる
公共交通に関する施策	ひとが集う、安心して暮らし続けられるまちをつくる ・地域交通の確保 地域内の交通手段としてデマンドバスやコミュニティバスの在り方を検討し、子育て世代や高齢者を含めて町民が安心して生活できるよう地域交通を整備する。 また、近隣市町村と中頓別町を結ぶ地方バス路線の対策について最も有効な手段を検討する。

(2) 第2期浜頓別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画名	第2期浜頓別町まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間	令和2年度（2021年度）～令和6年度（2025年度）
基本的視点	1.安心して子供を産み育てられる子育て環境の整備【産み育てられる】 2.人口流出の抑制と新たな人口流入促進【働き暮らせる】 3.観光産業を核とした交流人口の増加【また来たくなる】
公共交通に関する施策	浜頓別くらしプロジェクト～安心なくらしを守る～ 暮らしのサービスの充（住宅、買い物、交通、娯楽） ・生活交通路線維持対策事業 ・地域内外の交通体系の改革

(3) 中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画

計画名	中頓別町過疎地域持続的発展市町村計画
計画期間	令和3年度(2022年度)～令和7年度(2026年度)
基本方針	地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、(中略)交通施設の整備と交通手段の確保、(中略)その他の諸施策を実施し、地域の持続的発展を図っていかなければならない。
公共交通に関する施策	・地域交通維持に係る車両の購入 ・天北宗谷岬線の運行体制の抜本的改革

(4) 浜頓別町過疎地域持続的発展市町村計画

計画名	浜頓別町過疎地域持続的発展市町村計画
計画期間	令和3年度(2022年度)～令和7年度(2026年度)
基本方針	「住み続けたいまち かえりたいまち 輝くふるさと はまとんべつ」を将来像と掲げ、5つのまちづくりの基本目標を推進することにより地域の持続的発展を図るものである。
公共交通に関する施策	・バス路線の維持及び新たな輸送手段の導入と利用の促進

2 中頓別町及び浜頓別町の地域公共交通を取り巻く現状と課題

2-1 地域特性

2-1-1 位置・地勢

中頓別町は北海道の北部、宗谷地方に位置し、音威子府村、中川町、幌延町、浜頓別町及び枝幸町の5町村に囲まれ、秀峰ピンネシリ岳（703m）を中心とした海に面していない内陸のまちです。面積398.51 km²のうち80%以上が森林の山岳地で、夏は低湿で晴天が多く、冬は極寒で降雪量も多いため、夏の平均気温は23℃前後、冬は-14℃ほどになります。

浜頓別町は中頓別町と同様に、北海道の北部、宗谷地方に位置し、枝幸町、中頓別町、幌延町及び猿払村の4町村に接しており、まちの北東部はオホーツク海に面しています。ラムサール条約に指定された周囲約27 kmのクッチャロ湖と湿原を抱え、年間を通じて風が強いため、夏は涼しく、冬には流水が接岸します。

両町の間は約20 kmあり、最も近い鉄道路線駅のある音威子府村までは中頓別町から約38 kmの距離があります。また、拠点病院のある稚内市及び名寄市までは、それぞれ浜頓別町から約81 km、中頓別町から約88 kmの距離があります。

図1 関係都市図

